

登録商標「御用邸」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 25(行ケ)10028・平成 25 年 5 月 30 日（2 部）判決＜請求棄却＞➡特許ニュース No. 13522

【キーワード】

商標法 4 条 1 項 7 号（公序良俗違反）

【事案の概要】

本件は、商標登録無効審判請求を認容した審決の取消訴訟である。争点は、無効審判申立適格及び商標法 4 条 1 項 7 号の該当性である。（以下、「7 号」というときは商標法 4 条 1 項 7 号を指す。）

1 特許庁における手続の経緯

(1) 原告 X は、本件商標権者である。

【本件商標】（登録第 3 1 6 1 3 6 3 号）

御
用
邸

・指定商品 第 3 0 類「菓子及びパン」

・出願日 平成 5 年 9 月 2 1 日

・登録日 平成 8 年 5 月 3 1 日

(2) 被告（株式会社いづみや）は、平成 2 4 年 6 月 6 日、本件商標について 7 号に該当することを理由として 4 6 条 1 項 1 号又は 5 号に基づいて商標登録の無効審判（無効 2 0 1 2 - 8 9 0 0 4 8 号）を請求した。

特許庁は、平成 2 4 年 1 2 月 2 7 日、「登録第 3 1 6 1 3 6 3 号の登録を無効とする。」との審決をし、その謄本は平成 2 5 年 1 月 9 日、原告に送達された。

2 審決の理由の要点

1 請求の利益について

被告は、栃木県那須郡那須町において、菓子の製造・販売を業とする会社であり、平成 2 3 年 5 月ないし 7 月ころから、平成 2 3 年 5 月 2 7 日に設定登録（商標登録第 5 4 1 5 1 5 7 号）された「御用邸の月」の文字からなる商標を菓子について使用を開始したところ、当該「御用邸の月」の文字からなる商標は、本件商標の商標権を侵害するなどとの訴えが原告（商標権者）及び同人が代表取締役を務める株式会社庫やから提起されたこと（本件商標

権侵害事件)が認められる(甲1~甲3)。

そうすると、被告は、本件商標の登録有効性の存否について、重大な利害関係を有する者ということができるから、本件審判を請求するについて法律上正当な利益を有しているというべきである。

2 7号について

「御用邸」の語について

(1)御用邸とは、栃木県那須郡那須町にある那須御用邸、神奈川県三浦郡葉山町にある葉山御用邸及び静岡県下田市にある須崎御用邸をいい、また、かつて、神戸御用邸(現在は神戸ハーバーランドの一部)、熱海御用邸(昭和3年廃止。現在は熱海市役所)、伊香保御用邸(昭和20年廃止。現在は群馬大学伊香保研修所)、山内御用邸(現在は日光東照宮社務所)、沼津御用邸(昭和44年廃止。現在は沼津御用邸記念公園)、宮ノ下御用邸(現在は富士屋ホテル別館菊華荘)、田母沢御用邸(昭和22年廃止。現在は日光田母沢御用邸記念公園)、鎌倉御用邸(昭和6年廃止。現在は鎌倉市立御成小学校・鎌倉市役所)、静岡御用邸(昭和5年廃止。現在は静岡市役所)、小田原御用邸(昭和5年廃止。現在は小田原城内)、塩原御用邸(現在は国立光明寮国立塩原視力障害センター・一部「天皇の間記念公園」移築)が存在していた(甲5,甲4)。

(2)国有財産法3条1項及び同2項3号には、国有財産は、行政財産と普通財産に分類され、皇室用財産は、行政財産に分類されるものであって、国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したものであり、同法5条には、「各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。」と規定されている(甲5の4等、職権調査)。また、宮内庁法1条には、「内閣府に、内閣総理大臣の管理に属する機関として、宮内庁を置く。」「2 宮内庁は、皇室関係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に関する行為に係る事務をつかさどり、御璽国璽を保管する。」と規定され、同法2条には、宮内庁は皇室用財産を管理する旨規定されている(甲5の1)。

(3)そして、宮内庁ホームページによれば、皇室用財産に前記(1)の那須御用邸、須崎御用邸及び葉山御用邸の3か所の御用邸が含まれていること(甲5の3)、宮内庁には長官官房及び侍従職などのほか、管理部があり、管理部の御用邸管理事務所では、那須御用邸、須崎御用邸及び葉山御用邸の管理に関する事務を担当すること(甲5の2等)などを認めることができる。

(4)前記(1)ないし(3)によれば、「御用邸」は、皇室の別荘として、かつては、関東地方を中心に、日本各地に10数か所存在していたが、現在は、那須御用邸、須崎御用邸及び葉山御用邸の3か所をいい、これらは、昭和23年7月1日に施行された国有財産法に基づいて、皇室の用に供する国有財産のうちの皇室用財産として、国(宮内庁)が管理することが定められている。

また、かつての御用邸であったものは、現在では、記念公園といった観光

地や私的又は公的施設等となっており、それら施設の名称は、所在地名に「御用邸」の文字のみを付加した名称（例えば、「沼津御用邸」等）は使用されておらず、これらの文字に「記念公園」の文字を付加した名称（例えば、「沼津御用邸記念公園」等）又は「御用邸」の文字を全く含まない名称が使用されている（ただし、「旧塩原御用邸」のように、かつて存在した御用邸の名称に「旧」の文字を付加した呼び名もある（甲10）。）。

そして、「御用邸」は、天皇や皇族が年に数回、静養を兼ねて避暑や避寒に訪れる皇室の別荘を意味するものとして、本件商標の登録査定時前から我が国の国民の間に深く浸透しており、単に「御用邸」という場合は、その有する意味からしても、また、法律上の見地からしても、現存する那須御用邸、須崎御用邸及び葉山御用邸の3か所の御用邸を総称し、また、国民一般においても、そのように認識されているものと判断するのが相当である。

そうすると、皇室と何らの関係を有しない者と認められる本件商標の商標権者（以下「本件商標権者」という。）が、皇室の用に供する国有財産のうち皇室用財産に属するものとして国が管理するものであって、我が国の国民の間においても、皇室の別荘として広く認識されている「御用邸」と同一の文字よりなる本件商標を、専ら自己の業務（利益）のために利用する意図をもってその指定商品について独占使用することは、皇室の尊厳を損ねるばかりか、国民一般の不快感や反発を招くものであり、穏当ではない。

してみれば、本件商標は、その登録査定時（平成7年11月16日）において既に、その指定商品について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものである場合に該当する商標であったというべきである。

したがって、本件商標の登録は、7号に違反してされたものである。

【判 断】

1 取消事由1（請求人適格についての判断の誤り）について

原告が被告に対し本件商標権の侵害訴訟を提起していることは当裁判所に顕著である（当裁判所平成25年(ネ)第10045号）。被告に本件無効審判請求の利益があるとした審決の判断に誤りはない。

2 取消事由2（7号該当性）について

甲4、甲5及び弁論の全趣旨によれば、「御用邸」とは皇室の別邸を意味し、天皇又は皇族の静養等に用いられるもので、現在、那須御用邸、葉山御用邸、須崎御用邸の3つがあること、御用邸は国有財産であって、行政財産のうち皇室用財産に属し、宮内庁が管理するものであることが認められる。「御用邸」が皇室の別邸であることは広く知られており、「御用邸」の文字には、皇室と関係があるかのように感じさせる効果があり、顧客誘因力がある（甲6、22）。

そうすると、皇室と何らの関係もない者が、自己の業務のために指定商品について「御用邸」の文字を独占使用することは、皇室の尊厳を損ね、国民一般

の不快感や反発を招くものであり、相当ではない。このことは、本件商標の登録査定時である平成7年11月16日においても、現在でも同様である。

したがって、本件商標は、その登録査定時において既に、指定商品について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものであったと認めることができる。そうすると、本件商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標であり、その登録は、7号に違反してされたものであるから、商標法46条1項1号により登録を無効とした審決に誤りはない。

原告は、一般国民は「御用邸」が「皇室の別荘」と理解しても、それが現存する三つの御用邸の総称とまでの理解はないと主張するが、「御用邸」が皇室の別邸を意味することは広く知られていて誰でもが理解することであるから、理由がない。原告は、他にも「御用邸」の文字からなる商標や「御用邸」の文字を含む商標が登録されていること、「御所」の文字からなる商標や「御所」の文字を含む商標が登録されていることを主張するが、それらの商標登録に瑕疵があるか否かは、本件の判断とは別論であるから、理由がない。

原告Xは、原告Xが経営する株式会社庫やでは、本件商標を用いて永年に亘りチーズケーキ等を製造販売し、那須土産として相当数の販売量を誇る人気商品となって、メディアでも取り上げられているが、皇室の尊厳を損ねる等のクレームを受けたことがないと主張するが、原告が指定商品について「御用邸」の文字を独占していることが国民一般に知られているとはいえないし、そもそもその独占自体が相当でないから、理由がない。

よって、取消事由2には理由がない。

結 論

以上によれば、原告主張の取消事由にはいずれも理由がない。よって、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 筆者は、F-37の商標権侵害差止等請求事件の〔論説〕において、本件登録商標こそ商標法4条1項7号の適用があつて然るべきであると論じたところである。

2. 本件登録商標「御用邸」の商標権者Xは、被告株式会社いづみやが商標「御用邸の月」を菓子に使用している行為に対し、類似する商標の使用の差止め請求訴訟を東京地裁に提起したところ、被告から、本件商標は法4条1項7号に違反して登録されたものだから、無効事由があると抗弁され、請求棄却の判決を受けたのである。

そこで、これとは立場を逆にして、被告は、原告の登録商標「御用邸」に対し、商標法4条1項7号を理由に登録無効審判を請求したところ、この登録は正に7号違反を理由に登録無効の審決となり、これに対する審決取消請求訴訟においても請求棄却の判決があつたのである。それが本件である。

商標「御用邸」と商標「御用邸の月」とについて、その存在意義を考えると、前者は正にわが国の皇室を表示する名称として商標法4条1項7号に該当し得るものであると判断されたのに対し、後者はそれ自体、直接問題のない名称であると判断されたのであろう。結論としては妥当な判断といえるようであるけれども、割り切れないしこりが残る。その理由については、次のG-173において論及する。

〔牛木 理一〕